3　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、自国の中央当局が、署名その他の方法により、共同捜査チームを設置する合意に同意しなければならない旨を宣言することができる。

4　共同捜査チームに参加する権限のある当局は、直接連絡する。ただし、例外的な事情のため、より中央に近い当局による調整を要する場合には、締約国は、他の適当な連絡の経路を合意により決定することができる。

5　一の締約国から共同捜査チームに参加する当局は、自国の領域内で捜査上の措置がとられる必要がある場合には、自国の他の当局に対し、他の関係締約国による相互援助の要請の提出を必要とすることなしに当該措置をとるよう要請することができる。当該措置は、当該他の当局が、自国の領域内で、かつ、国内における捜査において国内法令に基づいて適用される条件の下で実施する。

6　一の締約国から共同捜査チームに参加する当局によって他の関係締約国から共同捜査チームに参加する当局に提供された情報又は証拠の使用は、1及び2に規定する合意に定める条件に従い、これを拒否し、又は制限することができる。当該合意が使用の拒否又は制限に関する条件を定めていない場合には、締約国は、提供された情報又は証拠を次のいずれかの目的のために使用することができる。

a　当該合意を締結した目的

b　当該合意の対象とされた犯罪以外の犯罪を探知し、捜査し、及び訴追すること。この目的のための使用に当たっては、情報又は証拠を提供した当局の事前の同意を必要とする。ただし、情報又は証拠を使用する締約国の基本的な法的原則の下で、刑事訴訟において被告人の権利を保護するために当該情報又は証拠の開示が要求される場合には、同意を要しない。この場合において、当該情報又は証拠を使用する締約国の当局は、不当に遅滞することなく、当該情報又は証拠を提供した当局に対し、その旨を通報する。

c　緊急事態を防ぐこと。この場合において、合意により別段の決定を行う場合を除くほか、情報又は証拠を受領した共同捜査チームに参加する当局は、不当に遅滞することなく、当該情報又は証拠を提供した共同捜査チームに参加する当局に対し、その旨を通報する。

7　1及び2に規定する合意が存在しない場合には、共同捜査は、個々にその事例に応じて相互に合意する条件の下で行うことができる。この7の規定は、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、関係締約国の間において有効なものが存在するかどうかにかかわらず、適用する。

第三章　条件及び保障措置

第十三条　条件及び保障措置

各締約国は、条約第十五条の規定に従い、この議定書に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法令に定める条件及び保障措置であって人権及び自由の適当な保護を規定するものに従うことを確保する。

第十四条　個人情報の保護

1　適用範囲

a　b及びcに別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、2から15までの規定に従い、この議定書に基づいて受領する個人情報を処理する。

b　この議定書に基づく個人情報の受領の際に、移転締約国及び個人情報を受領する締約国の双方が、個人情報の保護のための包括的な枠組みをこれらの締約国の間に設定する国際協定であって、犯罪の予防、探知、捜査及び訴追を目的とする個人情報の移転について適用され、並びに当該協定に基づく個人情報の処理が関係締約国における個人情報の保護に関する法令の要件を満たす旨を定めるものによって相互に拘束される場合には、当該協定に定める条件は、関係締約国の間に別段の合意がある場合を除くほか、当該協定の適用を受ける措置に関し、2から15までの規定に代えて、この議定書に基づいて受領する個人情報について適用する。

c　移転締約国及び個人情報を受領する締約国は、bに規定する協定に相互に拘束されない場合には、この議定書に基づく個人情報の移転を、2から15までの規定に代えて、関係締約国の間の他の協定又は取極に基づいて行うことができることを合意により決定することができる。

d　各締約国は、a及びbの規定による個人情報の処理が、個人情報の保護に関する自国の法的枠組みにおける個人情報の国際的移転のための要件を満たすと認めるものとし、当該法的枠組みの下で移転のための更なる許可を要求してはならない。締約国は、aの規定が適用される場合にあっては15に定める条件の下でのみ、b又はcのいずれかの規定が適用される場合にあってはb又はcに規定する協定又は取極に定める条件の下でのみ、個人情報の保護を理由としてこの議定書に基づく他の締約国への個人情報の移転を拒否し、又は妨げることができる。

e　この条のいかなる規定も、締約国が、この議定書に基づいて受領する個人情報の自国の当局による処理について、一層厳しい保障措置を適用することを妨げるものではない。

2　目的及び使用

a　個人情報を受領した締約国は、第二条に定める目的のために当該個人情報を処理するものとし、同条に定める目的と両立しない目的のためである場合又は自国の法的枠組みの下で認められていない場合には、当該個人情報の更なる処理を行ってはならない。この条の規定は、移転締約国が個別の事案においてこの議定書に従って追加の条件を課する能力に影響を及ぼすものではない。ただし、当該条件には、個人情報の保護に関する包括的な条件を含めない。

b　個人情報を受領する締約国は、自国の法的枠組みの下で、自国が要請し、及び処理する個人情報が、その処理の目的と関連性を有しており、かつ、当該目的との関係において過度でないことを確保する。

3　質及び完全性

各締約国は、個人情報について、その処理の目的を考慮しつつ、その適法な処理のために必要かつ適当な範囲内において、正確でありかつ不備のないことが維持されていること及び最新のものであることを確保するため、妥当な措置をとる。

4　機微に係る個人情報

締約国は、人種的若しくは民族的出身、政治的意見、宗教的信条その他の信条若しくは労働組合の構成員であることを明らかにする個人情報、遺伝上の情報、関連する危険を考慮して機微に係ると認められる生体認証情報又は健康若しくは性生活に関する個人情報について、その使用による不当かつ有害な影響の危険（特に、違法な差別）からの保護のための適当な保障措置の下でのみ、これらの個人情報を処理することができる。

5　保有期間

各締約国は、2の規定による処理の目的に鑑み必要かつ適当な期間内に限り、個人情報を保有する。各締約国は、この義務を履行するため、自国の法的枠組みにおいて、一定の保有期間又は個人情報の更なる保有の必要性に関する定期的な審査について規定する。

6　自動化された決定

個人情報に係る個人の関連する利益に著しい悪影響を及ぼす決定は、個人情報の自動化された処理にのみ基づいて行ってはならない。ただし、当該決定が国内法令の下で認められ、かつ、人の介入を得る可能性を含む適当な保障措置を伴う場合は、この限りでない。